

社会福祉法人高千穂天寿会 役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高千穂天寿会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事（理事長を含む）及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、この法人の職員を兼ね、職員給与が支給されている者をいう。
- (3) 報酬とは、会議や職務遂行の対価として受ける利益をいう。
- (4) 旅費とは、出張に伴い発生する交通費、宿泊費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の総額)

第3条 この法人の、役員の報酬総額は、年間300万円以内とする。

2 この法人の、評議員の報酬総額は、定款第9条で定める金額の範囲内とする。

(報酬の額)

第4条 前条の範囲内において、役員等に対し、会議や職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

ただし、常勤の理事に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 理事長 25,000円（日額）
- (2) 理事・監事・評議員 20,000円（日額）

(報酬の支給方法)

第5条 評議員に対する報酬は、評議員会への出席の都度、支給する。

2 役員に対する報酬は、理事会等法人業務への出席の都度、支給する。ただし、その他急務により、報酬を支給することができなかつた場合には、後日支給することができる。

3 報酬は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人主義の口座に振り込むことができる。

(旅費)

第6条 役員等が出張するときは、第4条の報酬と、社会福祉法人高千穂天寿会職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）を準用して、旅費を支給する。この場合、旅費規程における「職員・施設職員」を「役員等」に「施設長」を「理事長」に「施設・勤務施設」を「法人本部」に読み替えるものとする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の、制定にともない、昭和57年4月1日より施行の社会福祉法人高千穂天寿会役員・評議員の報酬・費用弁償に関する規程は、廃止する。